

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱）

～地域で最も信用、信頼される金融機関をめざして～

「信用金庫法施行規則 第132条第1項第5号二の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則り、開示いたします。

連結における事業年度の開示事項

当金庫に関係する子会社等は、重要性の原則から判断して連結決算を行うべき子会社ではないことから、連結決算は行っておりませんが、連結自己資本比率等を開示します。また、自己資本比率告示（平成18年3月27日金融庁告示第21号）の第6条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本額を下回った会社はございません。

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

当金庫の自己資本調達手段の概要について、発行主体は西兵庫信用金庫、資本調達手段の種類は普通出資、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は969百万円であります。

●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体) (単位: 百万円 %)		(連結) (単位: 百万円 %)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
■コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	41,144	42,543	41,171	42,571
うち、出資金及び資本剰余金の額	969	969	969	969
うち、利益剰余金の額	40,213	41,611	40,241	41,640
うち、外部流出予定額(△)	38	38	38	38
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	195	176	195	176
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	195	176	195	176
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	41,339	42,719	41,366	42,748
■コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	59	51	59	51
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59	51	59	51
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	59	51	59	51
■自己資本				
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	41,279	42,668	41,307	42,696

●自己資本の構成に関する事項

項 目	(単体) (単位: 百万円 %)		(連結) (単位: 百万円 %)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
■リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	206,390	211,927	206,384	211,921
資産 (オン・バランス) 項目	201,345	205,980	201,340	205,974
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 4,048	△ 1,425	△ 4,048
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-	-	-
うち、繰延税金資産	-	-	-	-
うち、前払年金費用	-	-	-	-
うち、退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段向けエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 1,425	△ 4,048	△ 1,425	△ 4,048
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-	-
オフ・バランス項目	4,944	5,579	4,944	5,579
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	99	367	99	367
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,885	10,846	10,885	10,846
信用リスク・アセット調整額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(二)	217,275	222,773	217,270	222,767
■自己資本比率				
自己資本比率[(ハ)／(二)]	18.99%	19.15%	19.01%	19.16%

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準金庫であります。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に考慮した上で策定された収支計画であります。

●自己資本の充実度に関する事項

項 目	(単体) (単位: 百万円)		(連結) (単位: 百万円)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	206,390	211,927	206,384	211,921
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	203,273	208,577	203,268	208,572
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	200	200	200
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	109	-	109
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	50	50	50	50
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	85	-	85
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	90	50	90	50
我が国の政府関係機関向け	535	458	535	458
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,045	40,876	41,045	40,876
法人等向け	68,697	73,762	68,697	73,762
中小企業等向け及び個人向け	40,867	36,922	40,867	36,922
抵当権付住宅ローン	7,336	6,800	7,336	6,800
不動産取得等事業向け	19,825	18,549	19,825	18,549
3カ月以上延滞等	496	614	496	614
取立未済手形	23	21	23	21
信用保証協会等による保証付	2,042	1,726	2,042	1,726
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	3,242	3,866	3,242	3,856
出資等のエクスポージャー	3,242	3,866	3,242	3,856
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-

●自己資本の充実度に関する事項

(単体)

(単位：百万円)

(連結)

(単位：百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要 自己資本額	リスク・アセット	所要 自己資本額	リスク・アセット	所要 自己資本額	リスク・アセット	所要 自己資本額
上記以外	18,819	752	24,483	979	18,819	752	24,488	979
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,637	345	14,309	572	8,637	345	14,309	572
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,011	80	2,011	80	2,011	80	2,011	80
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,681	107	2,456	98	2,681	107	2,456	98
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	5,488	219	5,705	228	5,495	219	5,709	228
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—
③ー1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—	—	—
③ー2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,442	177	7,031	281	4,442	177	7,031	281
ルック・スルー方式	4,442	177	7,031	281	4,442	177	7,031	281
マンドート方式	—	—	—	—	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 4,048	△ 161	△ 1,425	△ 57	△ 4,048	△ 161
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	99	3	367	14	99	3	367	14
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,885	435	10,846	433	10,885	435	10,846	433
ハ.総所要自己資本額(イ+ロ)	217,275	8,691	222,773	8,910	217,270	8,690	222,767	8,910

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のこと。

3. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「与信取引の基本的考え方に関する規程（クレジットポリシー）」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、リスク計測にあたって、信用リスク計測システムを導入し、リスクの計量化に向けて取り組んでいます。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣によるALM委員会や審査会等を定期的かつ、必要に応じて開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

す。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、実質破綻先及び破綻先は帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額（以下「未保全額」）に対し貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて貸倒引当金を計上しており、平成22年度からは未保全額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュ・フローを約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額により貸倒引当金を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。 ●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3カ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		株式等		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内	495,630	520,395	219,223	227,326	117,838	112,770	14,287	20,497	－	－	1,488	1,610
国 外	23,162	34,453	－	0	23,162	34,453	－	－	－	－	－	－
地域別合計	518,792	554,848	219,223	227,326	141,001	147,224	14,287	20,497	－	－	1,488	1,610
製造業	43,518	45,266	20,078	21,548	22,446	22,705	993	1,012	－	－	467	378
農業、林業	703	699	703	699	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	66	60	66	60	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	80	69	46	36	－	－	33	33	－	－	－	－
建設業	32,389	37,581	29,682	34,094	2,607	3,407	99	79	－	－	108	184
電気・ガス・熱供給・水道業	6,871	4,372	153	165	6,718	4,207	－	－	－	－	－	－
情報通信業	2,321	2,593	125	125	2,023	2,321	173	146	－	－	－	－
運輸業、郵便業	12,274	13,818	3,633	4,276	8,540	9,442	99	99	－	－	－	－
卸売業、小売業	24,574	25,589	18,517	19,803	5,839	5,539	217	247	－	－	286	237
金融業、保険業	180,994	197,816	12,026	12,166	24,304	25,494	382	354	－	－	95	88
不動産業	50,534	48,994	37,402	36,572	13,083	12,352	47	69	－	－	88	261
物品賃貸業	1,152	1,152	1,152	1,152	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1,043	1,136	1,043	1,136	－	－	－	－	－	－	－	5
宿泊業	756	894	756	894	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	3,076	3,508	3,076	3,508	－	－	－	－	－	－	－	6
生活関連サービス業、娯楽業	3,620	3,865	3,620	3,865	－	－	－	－	－	－	128	111
教育、学習支援業	526	591	526	591	－	－	－	－	－	－	56	68
医療・福祉	7,454	7,998	7,454	7,998	－	－	－	－	－	－	40	38
その他のサービス業	8,997	10,499	8,353	9,114	603	1,304	40	80	－	－	56	57
国・地方公共団体等	65,492	64,569	14,261	12,021	51,231	52,548	－	－	－	－	－	－
個 人	49,486	49,086	49,486	49,086	－	－	－	－	－	－	161	172
その他	22,855	34,682	7,052	8,407	3,602	7,900	12,200	18,373	－	－	－	－
業種別合計	518,792	554,848	219,223	227,326	141,001	147,224	14,287	20,497	－	－	1,488	1,610
1年以下	104,139	96,001	37,163	29,971	13,736	12,389	－	500	－	－		
1年超3年以下	107,197	111,160	18,065	19,652	23,332	7,907	800	1,400	－	－		
3年超5年以下	33,612	30,926	20,182	18,818	12,029	10,707	1,401	1,400	－	－		
5年超7年以下	42,121	42,661	22,559	21,439	18,261	19,722	1,300	1,500	－	－		
7年超10年以下	70,918	88,097	31,614	49,044	29,903	30,254	3,400	6,298	－	－		
10年超	131,608	151,021	81,270	78,878	43,737	62,142	600	1,500	－	－		
期間の定めのないもの	29,194	34,980	8,366	9,521	－	4,100	6,785	7,898	－	－		
残存期間別合計	518,792	554,848	219,223	227,326	141,001	147,224	14,287	20,497	－	－		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										3カ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券		株式等		デリバティブ取引				
	令和元年度	令和2年度		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度		
国 内	495,630	520,385	219,223	227,326	117,838	112,770	14,287	20,487	－	－	1,488	1,610
国 外	23,162	34,453	－	0	23,162	34,453	－	－	－	－	－	－
地域別合計	518,792	554,838	219,223	227,326	141,001	147,224	14,287	20,487	－	－	1,488	1,610
製造業	43,518	45,266	20,078	21,548	22,446	22,705	993	1,012	－	－	467	378
農業、林業	703	699	703	699	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	66	60	66	60	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	80	69	46	36	－	－	33	33	－	－	－	－
建設業	32,389	37,581	29,682	34,094	2,607	3,407	99	79	－	－	108	184
電気・ガス・熱供給・水道業	6,871	4,372	153	165	6,718	4,207	－	－	－	－	－	－
情報通信業	2,321	2,593	125	125	2,023	2,321	173	146	－	－	－	－
運輸業、郵便業	12,274	13,818	3,633	4,276	8,540	9,442	99	99	－	－	－	－
卸売業、小売業	24,574	25,589	18,517	19,803	5,839	5,539	217	247	－	－	286	237
金融業、保険業	180,994	197,816	12,026	12,166	24,304	25,494	382	354	－	－	95	88
不動産業	50,534	48,994	37,402	36,572	13,083	12,352	47	69	－	－	88	261
物品賃貸業	1,152	1,152	1,152	1,152	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	1,043	1,136	1,043	1,136	－	－	－	－	－	－	－	5
宿泊業	756	894	756	894	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業	3,076	3,508	3,076	3,508	－	－	－	－	－	－	－	6
生活関連サービス業、娯楽業	3,620	3,865	3,620	3,865	－	－	－	－	－	－	128	111
教育、学習支援業	526	591	526	591	－	－	－	－	－	－	56	68
医療・福祉	7,454	7,998	7,454	7,998	－	－	－	－	－	－	40	38
その他のサービス業	8,987	10,489	8,353	9,114	603	1,304	30	70	－	－	56	57
国・地方公共団体等	65,492	64,569	14,261	12,021	51,231	52,548	－	－	－	－	－	－
個 人	49,486	49,086	49,486	49,086	－	－	－	－	－	－	161	172
その他	22,855	34,682	7,052	8,407	3,602	7,900	12,200	18,373	－	－	－	－
業種別合計	518,782	554,838	219,223	227,326	141,001	147,224	14,277	20,487	－	－	1,488	1,610
1年以下	104,139	96,001	37,163	29,971	13,736	12,389	－	500	－	－		
1年超3年以下	107,197	111,160	18,065	19,652	23,332	7,907	800	1,400	－	－		
3年超5年以下	33,612	30,926	20,182	18,818	12,029	10,707	1,401	1,400	－	－		
5年超7年以下	42,121	42,661	22,559	21,439	18,261	19,722	1,300	1,500	－	－		
7年超10年以下	70,918	88,097	31,614	49,044	29,903	30,254	3,400	6,298	－	－		
10年超	131,608	151,021	81,270	78,878	43,737	62,142	600	1,500	－	－		
期間の定めのないもの	29,184	34,970	8,366	9,521	－	4,100	6,775	7,888	－	－		
残存期間別合計	518,782	554,838	219,223	227,326	141,001	147,224	14,277	20,487	－	－		

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単体)

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
				令和元年度	令和2年度	
一般貸倒引当金	令和元年度	157	185	—	157	185
	令和2年度	185	170	—	185	170
個別貸倒引当金	令和元年度	3,185	3,125	78	3,106	3,125
	令和2年度	3,125	3,245	25	3,099	3,245
合 計	令和元年度	3,342	3,310	78	3,264	3,310
	令和2年度	3,310	3,415	25	3,284	3,415

(連結)

(単位：百万円)

		期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
				令和元年度	令和2年度	
	令和元年度	157	185	—	157	185
	令和2年度	185	170	—	185	170
	令和元年度	3,185	3,125	78	3,106	3,125
	令和2年度	3,125	3,245	25	3,099	3,245
	令和元年度	3,342	3,310	78	3,264	3,310
	令和2年度	3,310	3,415	25	3,284	3,415

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
国 内	3,185	3,125	3,125	3,245	61	25	3,124	3,099	3,125	3,245	0	2
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,185	3,125	3,125	3,245	61	25	3,124	3,099	3,125	3,245	0	2
製造業	570	588	588	659	—	—	570	588	588	659	—	—
農業、林業	39	9	9	2	—	—	39	9	9	2	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,073	1,005	1,005	987	36	1	1,037	1,004	1,005	987	—	—

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単体)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	9	10	10	11	—	—	9	10	10	11	—	—
運輸業、郵便業	5	3	3	23	—	—	5	3	3	23	—	—
卸売業、小売業	262	255	255	294	22	12	240	242	255	294	—	2
金融業、保険業	17	15	15	14	—	—	17	15	15	14	—	—
不動産業	815	838	838	828	—	—	815	838	838	828	—	—
物品賃貸業	20	19	19	18	—	—	20	19	19	18	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	8	8	8	9	—	—	8	8	8	9	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	45	43	43	41	2	0	43	42	43	41	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	135	132	132	159	—	—	135	132	132	159	—	—
教育、学習支援業	—	11	11	12	—	—	—	11	11	12	—	—
医療・福祉	—	24	24	24	—	—	—	24	24	24	—	—
その他のサービス業	48	38	38	34	—	10	48	27	38	34	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	132	119	119	123	—	0	132	119	119	123	—	—
合 計	3,185	3,125	3,125	3,245	61	25	3,124	3,099	3,125	3,245	0	2

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内	3,185	3,125	3,125	3,245	61	25	3,124	3,099	3,125	3,245	0	2
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,185	3,125	3,125	3,245	61	25	3,124	3,099	3,125	3,245	0	2
製造業	570	588	588	659	—	—	570	588	588	659	—	—
農業、林業	39	9	9	2	—	—	39	9	9	2	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,073	1,005	1,005	987	36	1	1,037	1,004	1,005	987	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	9	10	10	11	—	—	9	10	10	11	—	—
運輸業、郵便業	5	3	3	23	—	—	5	3	3	23	—	—
卸売業、小売業	262	255	255	294	22	12	240	242	255	294	—	2
金融業、保険業	17	15	15	14	—	—	17	15	15	14	—	—
不動産業	815	838	838	828	—	—	815	838	838	828	—	—
物品賃貸業	20	19	19	18	—	—	20	19	19	18	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	8	8	8	9	—	—	8	8	8	9	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	45	43	43	41	2	0	43	42	43	41	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	135	132	132	159	—	—	135	132	132	159	—	—
教育、学習支援業	—	11	11	12	—	—	—	11	11	12	—	—
医療・福祉	—	24	24	24	—	—	—	24	24	24	—	—
その他のサービス業	48	38	38	34	—	10	48	27	38	34	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	132	119	119	123	—	0	132	119	119	123	—	—
合 計	3,185	3,125	3,125	3,245	61	25	3,124	3,099	3,125	3,245	0	2

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単体)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	3,535	70,981	6,232	164,662
10%	—	26,763	—	22,007
20%	18,216	175,580	14,754	206,502

(連結)

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	3,535	70,981	6,232	164,662
10%	—	26,763	—	22,007
20%	18,216	175,580	14,754	206,502

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
35%	1,001	21,312	1,602	19,674
50%	41,360	27,669	40,682	32,217
75%	500	45,334	501	38,498
100%	12,626	82,439	5,918	83,699
150%	—	2,103	—	2,314
200%	—	—	—	—
250%	—	3,889	—	6,398
1,250%	—	—	—	—
合 計	533,316		645,668	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(連結)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
	1,001	21,312	1,602	19,674
	41,360	27,669	40,682	32,217
	500	45,334	501	38,498
	12,626	82,434	5,918	83,693
	—	2,103	—	2,314
	—	—	—	—
	—	3,889	—	6,398
	—	—	—	—
	533,311		645,662	

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「不動産担保評価・管理要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、デリバティブ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として、地方公共団体、商工組合中央金庫、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、商工組合中央金庫は金融機関エクスポージャーとして、一般社団法人しんさん保証基金等は適格格付機関が付与している格付により判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク 削減手法	適格金融資産担保				保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
ポートフォリオ	11,590	10,209	29,861	31,991	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(連結)	適格金融資産担保				保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
	11,590	10,209	29,861	31,991	—	—	—	—

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却・引当基準」に則った適正な引当金を計上します。お客様との取引については、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定し、適切な保全措置を講じます。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、当金庫で定める「統合リスク管理規程」等に則り、適切に管理しております。統合リスク管理については、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本（自己資本比率を8%維持できる自己資本額を控除した残り）を各リスクカテゴリーごとに割振り統合的リスク管理態勢の構築を進めております。

当金庫では現在、派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものが大半であり、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、資金運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、証券化エクスポージャーに区分される投資及びオリジネーターの種類は、以下のとおりです。

＜投資＞

- | | | |
|----------------------|----------------------|------------------|
| 1) 売掛債権を裏付とする信託受益権 | 4) 貸付債権を裏付とする信託受益権 | 7) 債券を裏付とする信託受益権 |
| 2) 手形債権を裏付とする信託受益権 | 5) 商業用不動産を裏付とする信託受益権 | |
| 3) リース料債権を裏付とする信託受益権 | 6) 居住用不動産を裏付とする信託受益権 | |

＜オリジネーター＞

- | | |
|----------|------------------|
| 1) 資産譲渡型 | 2) 合成型（シンセティック型） |
|----------|------------------|

当金庫はオリジネーターとしての証券化エクスポージャーは該当がありません。また、投資家としてのエクスポージャーも保有しておりません。

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●R&I ●JCR ●S&P ●Moody's

7. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測を開始する等によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる運用方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」や「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ.貸借対照表計上額及び時価等

(単位)

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,400	2,400	3,231	3,231
非上場株式等	28	28	27	27
合 計	2,428	2,428	3,259	3,259

(注) 上記には投資信託中の出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額が含まれています。

(連結)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
2,400	2,400	3,231	3,231
18	18	17	17
2,418	2,418	3,249	3,249

ロ.出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位)

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	44	79
売却損	—	7
償 却	55	—

(連結)

(単位：百万円)

令和元年度	令和2年度
44	79
—	7
55	—

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位)

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	△ 531	22

(連結)

(単位：百万円)

令和元年度	令和2年度
△ 531	22

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単体)		(単位：百万円)	(連結)	(単位：百万円)
区 分	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
評価損益	—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単体)		(単位：百万円)	(連結)	(単位：百万円)
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,051	17,022	11,051	17,022
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—	—	—

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要及びリスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより月次で計測を行い、ALM委員会が協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）及び Δ NII（注2）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(i) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(ii) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(iii) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(iv) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(v) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫では、IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(vi) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か）

当金庫では、IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(vii) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(viii) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

算定方法の変更はありません。

(ix) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%に対し、当金庫の資産・負債の構成からみて、妥当な範囲に収まっていると考えております。

なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えられとされる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（銀行の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しています。

②銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利に関する事項

(i) 金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としていいます。

- (ii) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）
当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債権のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。

(単位：百万円)

IRBBB：金利リスク					
項 目		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	12,201	15,867	0	60
2	下方パラレルシフト	0	0	24	12
3	スティープ化	11,478	14,751		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	93	923		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	12,201	15,867	24	60
8	自己資本の額	41,279	42,668	41,279	42,668

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

10. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの発生 の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」に基づき本部・営業店が一体となり、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システム・リスク管理方針」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし定期的な点検・検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、ALM委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

役職員の報酬体系の開示

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、決定方法等について規程で定めております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は207百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」147百万円、「賞与」30百万円、「退職慰労金」29百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分

を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和2年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。